

明治期の町村是運動と地域政策

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 宮崎大学教育文化学部
	公開日: 2020-06-21
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 入谷, 貴夫
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/5376

明治期の町村是運動と地域政策

入谷貴夫

Rural Planning in Meiji Period and Regional Policy

Takao IRIYA

< 目次>

はじめに-研究史と課題設定-

- 1. 日本資本主義形成期と殖産興業政策
- 2. 在来型産業の近代化構想と町村是運動
- 3. 村是の目的と構成-余土村是-
- 4. 郡是の目的と構成 福岡県生葉竹野郡是と八女郡是 -
- 5. 町村是運動の限界と意義 地域政策論への示唆 -

おわりに-現代の地域政策論の構築に向けて-

はじめに

明治中期に町村を単位とする町村是運動が展開された 1 。これは、前田正名 2 によって提唱されたものであり、明治20年代から昭和初期にかけて全国各地で町村経済の分析を通して地域振興政策を策定し実践した運動である。

この町村是運動については多様な分野から数多くの研究がある。これまで歴史学・経済思想 史や農学・農業経済学からのアプローチが主流であったが、近年では、数は少ないが中小企業・ 地域産業論、デザイン学、地域経済学からのアプローチも登場している。

歴史学・経済思想史からのアプローチでは、『興業意見』が日本資本主義の原始的蓄積期を代表する文献とされ重要物産増進計画に代表される勧業上の意義が研究されてきた³。近年では、『興業意見』の「定本」(明治17年12月)とは別に「未定稿」(明治17年8月)が公開されて以降、「定本」と「未定稿」の相違点を明らかにした有泉の論稿(これについては後述する)を受けて「未定稿」に基づく研究が行われている。

農学・農業経済学のアプローチとしては次のものが代表的である。祖田は、町村是運動を「明治20年代から大正末期に至る約30年間に及ぶ一種の農村計画設定運動である」としている⁴。祖田の問題意識は、単に地主 – 小作関係だけを問題にするのではなく、都市的巨大資本と地方

諸産業の関係といった日本資本主義の全構造的側面も加えて考察する必要があるとし、こうした重層的モーメントの中で町村是運動の展開と帰結の意味を考察することにある。また、佐々木は、町村是調査の理論構造、その思想、地方改良運動との関連、その社会過程などを丹念に追跡しその全体像を解明している⁵。

次に、中小企業・地方産業論からのアプローチとして太田の研究がある。太田は町村是運動について「地方産業問題としての角度から」アプローチし一村一品運動までの草の根的な地域づくりの連続性をたどっている 6 。そして、その意義を次の5点にまとめている 7 。第1は、農商工を一体とする産業観であること、第2は、地域経済を地理・人情・風俗や社会生活全般を含めて把握しようとするトータルな視角であり、そこでは政治・経済・道徳・文化・生活のすべてが関心の対象となっていたこと、第3は、町村の経済を独立した経済循環の場としてとらえる一種の社会会計的手法であること、第4は、徹底した実証主義の姿勢であり、そこには自立思想にもとづくきびしい自己責任の原則がみられること、第5は、町村是運動の背後にみられる自立への志向であり強い郷土意識である。

加えて、デザイン学からのアプローチもみられる。三橋らは、今日の地域開発は「当該地域に固有な自然や生活文化などその地域が本来的に有していたさまざまな特性・アイデンティティは排除され、規模の原理と経済効率が支配的になりやすい」外来型開発という性質を内包しているとして、前田の『興業意見』と『所見』に着目し内発的地域開発理念を見出している8。

最後に、地域経済学からのアプローチとして次のものがある。安東は、日本では国家が制度的にサポートする内発的な地域政策の仕組みは存在せず、各地の先進的な取組みが全国に広がっていく制度的な体制も整えられていないが、「近現代の日本においては、数多くの創意に満ちた地域づくりが展開されてきた」として、戦後の「ムラおこし」あるいは「地域おこし」と並んで戦前の町村是運動をあげている 9 。この運動のなかで生まれた事業体の代表例として、波多野鶴吉が1896年に京都府何鹿郡に設立した「郡是製糸株式会社」をあげ、地元で生産される繭を原料として低価格で出荷するのでなく、地元で生糸に加工し、より付加価値を高めて地域の暮らしを改善することを目的とした取り組みであるとしている。

本稿は、これまでの町村是運動に関する諸学の研究成果に依拠しつつ地域経済学の立場からアプローチし、地域政策論の構築を意図して町村是運動の意義と限界を考察するものである。

そこで、最初に町村是運動の背景となる日本資本主義形成期における殖産興業政策の形成過程に触れ、在来産業の近代化を企図する町村是運動の系譜を明らかにする。

次に、町村是運動の典型例として愛媛県余土村是と福岡県生葉竹野郡是・八女郡是を取り上げその目的と構成について考察する。

最後に、現代の地域政策の構築に向けて、町村是運動には一方では看過できない限界がある ものの他方ではくみ取ることができる要素があることに言及する。

1. 日本資本主義形成期と殖産興業政策

明治14年にはじまる松方デフレの影響が頂点に達した明治17年の地方の実態は苦境を呈していた 10 。田畑449万町歩の約半分が $3\sim4$ 年の間に動き、借金をしている農家は全体の8割前後、抵当に入れられた土地は5割前後、抵当地を自己の所有地として維持することは絶望的な状況にあった。商工業も例外ではない。

こうした産業と国民生活の惨状は松方財政の帰結であった。すなわち、移植大工業の導入、 軍事的整備、西南戦争などで紙幣を乱発しインフレと銀貨の海外流出に直面した明治政府が 行った紙幣整理によるデフレで米価が低落し農業経営は赤字になり農地価格も低落した。あわ せて地租等の増税で地方産業が甚大な影響を受けた。前田は、こうした情勢のなかで明治17年 12月に『興業意見』全30巻を著している。

町村是運動の基礎となっている思想と理論は、『興業意見』(明治17年)と『所見』(明治25年)のなかにみることができる。このうち『興業意見』については、「定本」とは別に「未定稿」が公開され、これをもとに興業銀行の設立をめぐる政府内部における殖産政策上の対立と前田構想の性格、政策上の位置づけが明らかにされている¹¹。

これらの文献から明らかとなる前田の基本的な思想は二つある。一つは、富国強兵と近代工業移植型の殖産興業の推進への対抗路線、すなわち在来産業の育成による漸進的な近代化路線である。もう一つは、こうした主張を裏付ける「物に問う」という調査手法である。

(1) 興業銀行による在来産業近代化論

『興業意見<未定稿>』は、「綱領」「諸言」「欠項」「時弊」「参考」「戒慎」「統計」「方法」 の各項目から構成されており、この核心について前田は次のように述べている。

「該書の精神は専ら方法甲乙の部に在りてその他は則ち方法を定るに付ての参考に列するものなり、然るに読者或は文を以て意を害し、目を論じ綱を忘るの感なき能はす、是れ \square (欠字)が此書を編成したるの本意にあらす」 12 。

すなわち、『興業意見<未定稿>』の核心は方法甲乙の部にあり、その他はこの方法を定める ための参考であるとしていることから、有泉の整理を参考にしてそれらの概要をみておこう¹³。

「時弊」では現状と問題点を把握している¹⁴。明治維新後に士農工商に対して奨励保護を行なったが良好な結果をみることはできない。士は恩賜の金禄を煙散霧消して活路に窮し、農は懶楕安逸、前途の目的を定めず、工は濫造粗製の弊に陥り、商は狡猾不正を事とし内外の信用は地に落ちほとんど救済できるような状況にない。故に、我国の状況は不具にして多病になっているので放置することはできないとして、救治する方法として興業銀行設立の必要性を説いている。

「戒慎」では「時弊」で把握された現状と問題点を踏まえて、保護者としての政府の役割と 興業銀行設立の必要性を説いている 15 。まず、政府は保護者であるべきであるとする。それは、保護も当を得れば利があり、自由も当を得なければ害があり、何れを非とし何れを是とするかはその国の度合いに応じて保護する政策にほかならないからである。したがって、そこから保護のために興業貸付所を設け、まず 2 、3 の重要物産を振興し、漸次その他に及ぼす必要があるとしている。

「統計」では貸付対象の選別と確定を行ない「各府県勧業上最上急の要務」が述べられている¹⁶。例えば、群馬県ではそれは製糸業の回復、養蚕桑樹の改良増殖、織物の改良及び麻苧の回復である。そしてその順序は、第1に養蚕製造の衰退を挽回し併せてその販売方法を改正すること、第2に養蚕及び桑園を改良増殖すること、第3に織物を改良進歩し益々海外の販路を拡張し、かつ無い地の販売品については奸詐を去り、需要者を便利ならしめること、第4に麻苧の使用法を考究し販路を拡張し、其価格を至当の位地に回復することを挙げている。

「参考」では歴史と海外の事例を踏まえて、我国では農産と製造の二者を基本として他の公益事業を興すべきである。フランスは農産と製造を以って立ち、イギリスとベルギーは工業を

以て立っているように、その方向と順序を誤ってはならない。さらに、これを国内の地方に当てはめると、西京は工事を、大阪は商業を、九州地方は農業を基とすることであるとしている¹⁷。

以上のことを踏まえて「方法甲乙」の中で前田が構想した在来産業の近代化路線が最も鮮明に示されている。すなわち「方法甲」は興業銀行の関係法規と施設の整備について、「方法乙」は興業銀行による殖産興業資金供給の重点と順序について述べている。そこで、ここでは「方法乙」を中心にみておこう。

第1は、興業貸付着手の順序である(表1)。

	第 1 期	第 2 期
甲種 (短期)	生糸・茶・砂糖	海産物・煙草・紙・陶・牧畜・漆器・ 蠟・蜂蜜・紡績・採種・樟脳・麻・雑 貨・織物
乙種 (長期)	山林・道路・疏水・開拓・地質改良	運河・造船・築港・堤防

表 1 興業貸付着手の順序

出所)安藤良雄・山本弘文編集・解説『生活古典叢書第1巻興業意見 他 前田正名関係資料』光生館、 1971年、165-166頁より作成。

貸付区分は甲種(短期:半年 – 3年)と乙種(長期:5年 – 15年)の二種とし、それぞれ二期に分け、「貸付着手順序」は甲1期→甲2期→乙1期→乙2期へと成果を見ながら展開する計画が示されている 18 。

第2は、貸付資格である。生糸の場合、(い)桑園の栽培宜きを得る地方、(ろ)純粋最良の春蚕を飼う地方、(は)養蚕法宜きを得る地方、(に)桑畑蚕種掃立の数、成繭製糸の高各其権衡を失はさるもの、(ほ)製糸器械の位置構造完全なるもの若くは総合座繰法を用ふるもの、工女をして其雇主と損益の思想を均うせしむる方法を設けたるもの等である¹⁹。

第3は、貸付規定である。「当興業銀行に於て資本の貸与を為す物は、定例の所定に従い当分の内蚕糸、茶、砂糖の三業に限るへし」として、製糸製茶砂糖については「本業に5年以上の実地経験がある者」、「生糸は20個、茶は□万斤、砂糖は□樽以上を1ヶ年に出す者」などの規程が設けられている²⁰。

このように、前田の意図にしたがって「方法乙」を核心とすれば、『興業意見』は「独特の理論をもつ殖産興業実施計画書として準備されたものであることが明らか」であり、「その中心をなすのは『戒慎』で必要性を述べ、『方法乙』で輪郭を示した、『興業銀行』による強力な産業融資を切札とし、在来産業のうちから輸出重点部門を選び、これの生産・流通過程に国家が直接介入して、その育成・輸出(直輸出)増進をはかり、その成果を他の産業部門、さらに補完的公共事業部門におよぼし、国力全体の向上をもたらそうとする構想であった。」といえる²¹。

こうした在来産業の近代化論は、地方産業振興運動に身を投じるために著した『所見』の中でも、一部特権政商を中心とする移植大工業育成偏重を批判し、農業や固有工業など在来産業の優先的近代化を体系的に次のように述べている²²。

「日本現在の工業に二種あり、其一は我国固有の工業にして、其二は器械的工業是なり。此 二者いずれも皆当時政府の奨励に出でざるものなし。(中略)又、我れの急務として此第一位に 在る固有工業の発達を先にすべきは当然の順序なるべきに、之を措で専ら心を第二の器械的工業に傾けたり。是れ固より順序を誤まりしのみ、器械的の工業決して放棄すべきものにあらず。然るに此第二の工業も亦失敗の否運に逢へり。」²³として、殖産興業政策を固有工業と器械的工業=在来産業と移植産業の対抗関係として示し、政府が後者を手厚く保護し前者を蔑にしていることに対して、固有工業を優先的に近代化することによって経済力を養い先進諸国に迫る道筋を示している。なお、ここで器械的工業を無視したわけではないことにも留意する必要がある。

(2) 「物に問う」調査方法

さて、こうした在来産業近代化の方向を明らかにする上で前田が重視したのは「物に問う」 という徹底的な調査方法である。

『興業意見<未定稿>』の「時弊」では「現今イギリスの如き自由税法を実用するの国に於てすら、其人民を保護し其製産を保護し其商業を保護するには、或は間接に、或は直接に、曾て間断あることなし。全体自由主義又は保護主義とて理論上経済学士が互に論争するは、単に学術上の主義にして、実際は其国の形勢に応じ適当と見認むればこそ、或は自由に依り、或は保護に出て施行せるものに非ずや。」と述べている²⁴。

「戒慎」では「然るに近来動もすれば自由、保護などの論理を争うものあり、然れども若し我国の成立を考へ更に諸外国の実勢を察すれば釈然として悟るところあるや論を俟たず。今や、日本国前途の目的を定めて国利を興し民福を計らんと欲せば、政府は終始誘導人たり保護者たるの精神を貫かざるべからず。然らざれば到底実効を奏するの日あらざるべし」とし、また「夫れ保護と云ひ自由と云ふ、論理は全く反対の点に在るが如くなれども其帰する所は一つのみ。保護も其当を得れば利あり、自由も其当を得ざれば何れも害あり、苟も利あらば干渉も為すべし、苟も害あらば自由も与ふ可らず、何ぞ必ずしも理論に拘泥するを要せんや。是故にイギリスの自由貿易、アメリカの保護貿易、何れを是とせん、畢竟其国の度合いに応じて之を保護する政策に外ならず。」と述べている。

このように前田は保護主義の立場を明確にしている。さらに、『所見』ではそうした保護主義 の必然性について言及し「物に問う」という実証主義的立場を鮮明にして次のように述べてい る。

「世人動もすれば我国の産業を論ずるに当たり区々学理の末に馳せて、其国柄の如何を顧みず、日保護、日放任、議論百出其甚さは産業の発達を理論の規矩に準拠せしめんとするものあるに至る。嗚呼何ぞ誤れるの甚きや。学理には国に境域なく、産業には特殊の国柄あるを知らざるべからず。(中略) 其物、其時に由り保護すべきあり、放任すべきあり、之を物に問ひ之を時に尋ね、判断宜きを得ざるべからず。」²⁵とし、また「諺に曰く空虚の袋は直立せずと。知るべし、対立と云ひ、国家と云ひ、風俗と云ひ、国力と云ひ、民力と云ひ、生活と云ひ、国土と云ふ、之を完全ならしめんと欲すれば、先づ産業を勃興し国力を充実ならしむるに在るを。世人は之を熟知せり。然れども未だ之が為めに計画せる者なし。偶々之れあるも、其説く所は空想のみ、謬見のみ。是を以て忽に起り忽に敗れ、又は悪結果を見るに至る。是れ其為す所人の意見に出でて物に問はざるに因るなり。」²⁶としている。

さらに、「産業の発達せしめんと欲せば国土の位置、国民の気質、知識の浅深、風土の差違、ミン力の厚薄、時勢の変遷、産物の種類等、皆其関係の大なるを知らざるべからず。」²⁷として、日本が近代化し先進国と比肩することを望むならば、人の意見に依らず、国土の位置、国民の

気質、知識の浅深、風土の差違、ミン力の厚薄、時勢の変遷、産物の種類等を調査し(すなわち「物に問う」こと)、しかる後に方針を定めることが不可欠であるとしている。

当時学界においては、スミスやミルに連なる田口卯吉の自由主義の立場と、リストの傾倒する大島貞益の保護主義の立場の間で華々しい論争が展開されており、前田のこうした調査方法の背後にはリストをほうふつとさせる徹底した歴史主義的認識があるとされている²⁸。

2. 在来産業の近代化構想と町村是運動

(1) 下から(地域から)の在来産業近代化

前田は、在来産業の近代化論と物に問う調査方法をもって「今日の急務は国是県是郡是村是を定るに在り」として町村是運動を展開している。町村是運動の指針は雑誌『産業』に次のように提示されている²⁹。

国、県、郡、村それぞれに急務とすべき事業があり、国においては国是、県においては県是、郡においては郡是、村においては村是という。新事業を起こすにはまずその国、その地方の特融産物の遺利をあげてしかる後に着手すべきであるが、ややもすればこの特産物を後回しにして新事業に着手することは誤りである。

村毎に村是があり、甲の村是は第1を米とし、乙の村是は養蚕とし、丙は水産とし、あるいは宿駅とし、あるいは温泉場とし、それぞれ村是は異なる。村是の第1として起きるべきものが十分に成り立たなければ、第2もしくは第3となるべきものを起こすことはできない。第1の事業は最もその村の力を起こすべきものであり、この力を得れば他の事業を起こすことができる。村力が起こらなければ郡力立たず、郡力が立たなければ県力は足らず、県力が足らなければ国力も充実しない。

郡是は、多数の村々の村是である事業であり、10村中5村が馬種改良を村是とし他の3村は山林とし残る2村は織物とする場合、この郡是は馬種改良をもって第1の郡是とすべきである。県是は、県内多数の郡是をもって第1とすべきである。ただし、各郡村に至大の関係を有する道路あるいは山林を第1とする場合、または他府県との関係によって県内の利益を得ることを第1とする場合、または県内最多額の輸出入に関係することを第1とする場合もある。

国是は、我国においては国を富ますことが最大急務でありそれを国是の第1にしなければならない。このことは誰もが同意できることであるが、どこに目を付けるかでは意見が異なる。これまで興業を説くものは新事業を起こして富を増加すると考えているが、これは我国の特有物産に幾多の遺利があることを知らないからである。また、経済学者が放任主義や保護主義の理論を主張しているが、これは保護も放任も時と国と物と人との度合いに応じて幾多の好結果をえることを知らないからである。一つの新事業を興すことは一つの遺利を納めることになるが、我国には元来遺利は多いのでまずは特有物産を発達させることが重要である。特有物産の発達を計ろうとすれば保護を要するものが多いのである。ここでの特有物産は、『興業意見<未定稿>』方法乙で挙げられている(表1を参照のこと)。

こうした市町村是→郡是→府県是→国是という形式で下から(地域から)の積み上げていく ことによって、在来産業の近代化論が展開されるのである。

(2) 町村是運動の系譜-民間運動から官製運動へ-町村是報告書は1.102件が確認されている(表2)。 第1期の明治20年代は18件と少なく全体の1.6%に過ぎないが、第2期には273件に増え24.8%を占めている。この第1期と第2期の291件のうち249件の町村是が明治36年の第5回内国勧業博覧会に出品されているが、そのうち75件が福岡県の分である 30 。

第3期に入り811件となり73.6%を占めており、第3期に多数の報告書が刊行されていることがわかる。ちなみに、この1.102件は明治31年の市町村数14.289の7.7%である 31 。

地域別では九州が326点、29.6%を占めており、次いで中部が281点25.5%となっている。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国	副計
第1期								18	18	1.6%
第2期	2	13	20	48	20	16	2	152	273	24.8%
第3期	12	58	156	233	51	118	27	156	811	73.6%
_=\L	14	71	176	281	71	134	29	326	1102	100.0%
合計	1.3%	6.4%	16.0%	25.5%	6.4%	12.2%	2.6%	29.6%	100.0%	

表 2 地域別町村是資料刊行状況

(資料) 一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター「『町村是』資料」より作成。

注) 時期区分は次ぎのとおり。

第1期 明治22~29年 (1889~1896)

第2期 明治30~37年 (1897~1904)

第3期 明治38~昭和7年(1905~1932)

出所)太田一郎『地方産業の振興と地域形成』法政大学出版局、1991年、43頁。

この町村是運動の調査主体についてみると、明治20年代と30年代では全国農事会の傘下にある農会によるものが多いが、明治40年以降は郡・市町村によるものが主流となっている(表3)。すなわち、明治40年を境に町村是運動の調査主体が全国農事会 – 農会から府県 – 郡 – 市町村へと移行し、府県訓令によって「町村是調査標準」が出されるようになり、町村是運動が民間運動から官製運動に転換していった³²。

年代 調査主体	明治20年代	明治30年代	明治40年 以降	郡是 (明治20年以降)	ij	†
農会によるもの	0	18	3	2	23	19%
郡・市町村によるもの	3	8	50	15	76	64%
その他・不明	0	2	16	1	19	16%
計	3	28	69	18	118	100%

表3 町村是運動調査主体の時期的変化

出所)祖田修「町村是運動の展開とその系譜」『農林業問題研究』7巻1号、1971年3月、18頁。

こうした主体が変化した背景には、当時の地方経済をめぐる状況の悪化がある。とりわけ、 日露戦争後に増税と農村疲弊が進行したことである。市町村財政は戦費調達のため戦時中は緊 縮下におかれたが、戦後は繰延べ事業の実施により膨張しその財源は間接税や戸数割などの増 税によって賄われた。増税は貧農の家計を圧迫し農民騒擾が各地で頻発することになり、市町

村体制の動揺をもたらすことになった。そこで、市町村民の自発的服従と協力を作り上げる「地方改良運動」が展開され、明治41年の戊申詔書発布以降桂内閣のもとで本格的に進められることになった³³。この運動の理念は、一村一家観念や勤倹貯蓄などであった。

この理念には町村是運動との親和性があり、町村是運動が内務省地方改良運動と結合していったのである。

3. 町村是の目的と構成 - 愛媛県余土村是 -

ここでは、安原村是(石川県)、北倭村(奈良県)とともに初期町村是の最も標準的なものとされている余土村是(愛媛県)を対象に町村是の具体的な内容を考察する³⁴。

(1) 余十村是の目的と構成

余土村は、1989年(明治22年)に町村制施行により余戸村、保免村、市坪村が合併して伊予郡余土村として発足した。しかし、旧村間の対立、抗争が行政村の運営に支障をきたしていた。その一つは小学校新築にからみ、建設位置をめぐって部落・旧村間の利害が対立し分村問題にまで発展した。もう一つは隣村との水利権争いである。これらの対立を解消し、行政村の意思を統一することが求められていた。また他方では、資本主義の成立に伴う商品生産の拡大と貨幣経済の浸透による松山市場圏への包摂を契機とした社会関係の分離・分化が進行していた地域でもある35。

こうした社会状況の中で、行政村の自治運営を達成することが求められており、村是はまさにこうした要請に応えるものとして策定されたのである。

余土村是の構成は次ぎの通りである。

「統計の部 (統計調査)」:土地、戸口、財産、負債、教育、衛星、公費、生産(農業、林業、工業、副業)、商業、労力、利息、村外、生活、耕費、負担、欠損、収支

「参考の部(沿革調査)」: 地理、職業、風俗、経済、附録

「村是要領 (将来の仮定)」: 消極的方法 (風俗矯正、勤倹貯蓄)、積極的方法 (肥料共同購入小作の保護、土地の繰り上げ及び排水、青年子弟の教育、織物の改良)

このように、余土村是は三つの要素、すなわち第一は統計調査、第二は沿革調査、第三は将来の仮定から構成されている 36 。

統計調査は、複雑な社会的状態を詳らかにするために、各種の現象とその変化を知り、この 背後にある自然的法則を発見するために不可欠である。

沿革調査は、統計調査だけでは解明できない地理歴史などから町村の固有の特性と事情を詳らかにし町村是調査の資料にするために必要である。

将来の仮定は、統計調査と沿革調査から導き出される結論であり、町村自治を発展させ町村民の幸福を増進するための方針である。

(2) 余土村の政治経済制度

余土村の概要を「統計の部」をもとにみておこう。総戸数は457個、人口2,213人、耕作面積は357町であるが、他村民の村内所有地を除き村民の他村所有地を加えると331.9町である。

就業構造は農業が1,988人(男983人、女1,005人)で全体の82.8%を占めており農業が基幹産業であることがわかる(表4)。

				(平匝・戸、八)	
	戸	数	人口		
	専業	兼業	男	女	
農	314	20	983	1,005	
商	15	30	115	136	
工	3	6	25	16	
雑	16	6	57	63	
合計	348	62	1,180	1,220	

表 4 余土村の就業構造 (明治33年)

出所)『愛媛県余土村是』、51-52頁より。

農業の自小作別構成は自作が93戸、自作兼小作が136戸、小作が121戸である(表5)。この状況について、武田は小作地率は42.8%(明治33年)であり、「日清戦争前後から30年代にかけてはあまり変化がなく、まず相対的な安定期の様相を示している。」としている 37 。余土村是はこの理由として、「近年土地売買高の次第に減少の傾きありて1年1町内外のものなり。交換またはなはだ減少せり。土地売買の減少する之れ村民の次第に実力を増しつつあるがためにして、上流のものよりも中等以下のもの却て土地買入に鋭意なるもの多し」という状況をあげている 38 。

表5 余土村農業の自小作構成

(単位:戸)

(単位・〒 1)

				(1 1 / /
	専業	他業を兼業	他業より兼業	合計
自作	85	5	3	93
自作兼小作	123	6	7	136
小作	106	9	6	121
合計	314	20	16	350

出所)『愛媛県余土村是』、52頁より。

余土村を含む瀬戸内農村は、東北にくらべ先進的、畿内くらべ後進的、しかし中間的というよりはやはり畿内により近い性格を有し、農業諸生産力の早期的な高まり、特に伊予絣副業の展開による貨幣化の促進、それらを基礎とした中農層が形成された地域である³⁹。

このような地域特性を有する余土村の村是は、次のような地域の自然的・地理的・社会的条件に根ざして提言されている 40 。

地理:道後平野の中土にあり村内は悉く耕地に属し農作の適地にして商を営み工を営む余地 はない。したがって、農を以て自営するべきであるとして農業立村をかかげている。

風土: 気候温暖にして土地復た肥沃能く米麦作に適し石手重信の二川に沿って灌漑の便を得、 天の時地の利俱に農に適す。

過去の歴史:わが村創始以来、農業に転じないことに慣れれば良いとするのは自然淘汰で減んでしまったので、農業に転じてこそ生存競争を生き抜くことができる。

先祖の遺風:農を以て身を立て家を興し以て子孫長久の計をなす村民の今日がある。

(3) 余土村の収支

余土村是要領の冒頭に、「従来我村統計的資料の全からざるが為め、村経済の収支を明瞭なら

しめず。依て以て栄枯盛衰の理を示すに明鑑を欠き、恰も五里霧中に彷徨するものの如し。然るに今や此資料を得て以て大に考慮を資く。此を以て始めて我村が将来に処するに如何に画策すべきか、将に村是を定むべき機運に到りぬ。」と述べられている⁴¹。すなわち、これまでの村の統計資料では村の経済の収支が不明であるため、その発展や衰退の理由が不明であった。しかし、この村是の統計資料によって村の経済の置かれている状況が判明し、したがって進むべき方向を示す政策を明らかにすることができるという⁴²。

森は『町村是調査指針』のなかで統計調査の意義について、社会状態の自然的法則を発見するためには統計が必要であること、統計と社会状態の関係は化学研究と顕微鏡の関係と同じであること、統計は帰納的であり数量で町村が必要とすることを明らかにすることなど、社会の状態を数量化することの重要性を次のように述べている⁴³。

「依て其状態を覚知し、自然的法則を発見せんとするには、町村と雖も必ず大量法即ち統計に依らざるべからざるは当然なり。統計と社会状態との関係は恰も化学研究に顕微鏡を必要とするが如く、彼のバクテリヤ研究の如きも顕微鏡の力に依るにあらざれば今日の如く進歩することを得ず。故に町村に於ける複雑せる状態を此法に依りて調査し、其結果は即ち自然的法則の発見となり、変化の原因結果を詳らかにして、町村の自然が町村自らを如何に改善し、如何に経営すべきかを告白するに至るものなり。

帰納的なる統計は、数字を以て町村に於ける自然の要求を告白す。統計の帰納的なると数字の明確なるとに依りて、吾人が智識の判断を為すに敵材料として用いらるるものなり。帰納ならざれば定則とするに足らず、明確ならざれば準拠とするに足らず。」

表6 余土村の収支(明治33年)

(単位:円)

	支出		収入			
損失	金額	構成比	利益	金額	構成比	
耕作費	32,518	18.2%	農業及び林業	135,867	76.0%	
負担	13,661	7.6%	穀類	99,847	55.8%	
欠損	7,902	4.4%	豆類	7,232	4.0%	
土地	4,817	2.7%	果実	4,288	2.4%	
利子	3,086	1.7%	蔬菜	14,029	7.8%	
生活費	121,762	68.1%	雑品	10,032	5.6%	
被服	25,519	14.3%	林業	440	0.2%	
飲食	62,045	34.7%	工業	953	0.5%	
住居	18,837	10.5%	副業	22,167	12.4%	
雑費	15,362	8.6%	商業	5,310	3.0%	
残金	3,018	1.7%	労力	7,025	3.9%	
			給料	3,624	2.0%	
			労役	3,401	1.9%	
			利息	5,105	2.9%	
			村外	2,434	1.4%	
			土地	2,306	1.3%	
			家屋	128	0.1%	
合計	178,861		合計	178,861		

出所)『愛媛県余土村是』、137-138頁より。

余土村の収支をみてみよう (**表**6)。町村是においては、収支を数量化し明確にすることは地域経済の計画を立てるための要とされる最も重要な要素である 44 。

収入では、農業及び林業の76%を中心に副業(織物)12.4%が特徴である。余土村の基幹産業は収入の56%を占める穀類を中軸とした農業である。

余土村における伊予絣の生産は明治8・9年頃から開始され、紡績工業興隆による紡績糸の原糸使用と全国的な販売市場が確立したこと、農家の余剰労働力の存在および伊予縞生産用在来手機の所有を基礎として20年代には急速に勃興した。明治30年代には、生産額も織戸数も増加し、村内総戸数に占める織戸率は日清戦争期の58%から日露戦争前後には90%に達し、明治30年代はまさに副業=兼業普及期である⁴⁵。村是では、今や機数398、生産高58,967反、純益金20,638円となり農家の経済を助けるまでになっているとしている⁴⁶。

支出では、飲食や被服など生活費が68.1%、耕作費(肥料・農機具など)) 18.2%が主なものである。なお、負担とは租税公課の負担、欠損は土地の小作料・使用料・他町村への利子支払額である。

負担の内訳は、国税6,087円、県税3,379円、村税2,919円、水利組合費731円、協議費546円となっており、中でも国税(44.6%)と県税(24.7%)と負担の7割を占めており如何に多額の税が国に集中していたかが分かる(表7)。

							(単位:円)
	国税	県税	村税	水利組合費	協議費	合計	構成比
土地	5,337	2,880	2,020	731	546	11,514	84.3%
住 居		314	819			1,133	8.3%
営 業	34	185	48			267	2.0%
所 得	195		21			216	1.6%
特別	521		11			532	3.9%
合 計	6,087	3,379	2,919	731	546	13,662	100.0%
構成比	44.6%	24.7%	21.4%	5.4%	4.0%	100.0%	

表7 余土村の負担の内訳

(単位:円)

出所)『愛媛県余土村是』、132-133頁より。

この負担を明治23年度、33年度、大正13年度と比較してみるとこの当時の租税負担の状況が分かる(表8)。

経費総額は、明治23年の1,350円から明治33年の3,304円に2.4倍に増えているのに対して、村税は明治23年の1,279円から明治33年の3,210円に2.5倍に増えており、経費総額と税収はほぼパラレルに増加している。

しかし、大正期に入るやこの状況は一変する。経費総額は、明治33年の3,304円から大正13年の34,415円と10.4倍に増えているが、村税総額は明治33年の3,210円から大正13年の18,089円と5.6倍に増加しているにすぎない。注目すべきは、大正13年の税収は基本財産の蓄積が少ないため戸数割をのぞく全ての附加税が制限満率であるうえ戸数割も群内平均を上回っているなかでの数値であることである。

以上のことから、歳出において教育費と役場費が急増する一方で、国に税収が集中し地方では税収が伸び悩むという財政構造が定着しつつある中で、財政危機は村是が策定された明治33

年当時にはまだ潜在化していたが大正13年には顕在化するに至っている。余土村誌は、こうした財政状況について財政上行き詰まっている状況にあり「財源の貧弱さ」を立証していると述べている 47 。

表8 余土村村財政の状況

(単位:円)

			明治2	3年度	明治3	3年度	大正1	3年度
			決算額	%	決算額	%	決算額	%
	<歳出	>						
役	場	費	427	31.6%	763	23.1%	5,543	16.1%
教	育	費	347	25.7%	1,275	38.6%	18,608	54.1%
勧	業	費	_	_	119	3.6%	292	0.8%
土	木	費	422	31.3%	_	_	199	0.6%
衛	生	費	124	9.2%	79	2.4%	282	0.8%
公	債	費	_	_	514	15.6%	1,190	3.5%
財	産 造	成 費	_	_	_	_	800	2.3%
そ	0	他	30	2.2%	554	16.8%	7,501	21.8%
	合	計	1,350	100.0%	3,304	100.0%	34,415	100.0%
	<歳入	>						
地	価	割	1,125	88.0%	2,020	62.9%	4,519	25.0%
営	業	割	_	_	71	2.2%	_	_
戸	別	割	154	12.0%	1,081	33.7%	_	_
戸	数 割	付 加	_	_	_	_	10,319	57.0%
営	業 税	付 加	_	_	36	1.1%	213	1.2%
所	得 税	付 加	_	_	_	_	420	2.3%
県和	说営業和	说付加	_	_	_	_	146	0.8%
県和	说雑種種		_	_	_		2,472	13.7%
	合	計	1,279	100.0%	3,210	100.0%	18,089	100.0%

出所)『愛媛県余土村誌』、296-301頁より作成。

以上のことから、余土村の収入総額は17万8,861円に対して支出総額は17万5,843円であり、収支差引金3,018円の剰余を生みだしている。

(4) 余土村を維持経営するための政策

是とは、「将来我村を維持経営すべきの策」 48 であり、今日で言えば長期計画に相当し、地域経済のマネジメントのあり方を示すものである。

まず、上記の剰余は、村全体の収支額の1.7%に過ぎず農作物の豊凶や米価の高低、その他生活費の寛厳によって皆無になることがあるので安心は禁物であると戒めている⁴⁹。余土村自営の本業は農業に依るべきであるにしても、余土村経済の収支は将来自営するのに十分であるのかということからみれば深く考慮しなければならないとして、次のようにその論拠をあげている。

すなわちこの収支は賭余豊凶、米価の高低、副業の盛衰、生活程度の伸縮によって年々変動するのは当然であるので、もし米麦の減産・価格の低下、副業織物の盛衰などで少しの差があればたちまち余剰は失われてしまう。特に、織物の利益は最近の4年間では調査時の明治33年

が最も高かっただけであるので安心はできない。

以上のことを踏まえれば、将来にわたって村を維持経営するためには憂慮すべき状況にあり、 村の将来を維持する基礎を切り拓くためには、社会の風潮に惑わされず外形の皮相に陥らず根 本的革新を旨とし、村の自立は村民の自立に基づくものである⁵⁰。こうした精神に基づいて消 極的方法と積極的方法に分けて村是を提示している⁵¹。

消極的方法は、風俗矯正と勤倹貯蓄の2つである。

風俗矯正:村民は奢侈に流れ、豪華な着物や履物を身につけ、草鞋やゴザを使わなくなり、 自給自足に背くものが多い。その果てには、遊民となり、投機で財産を食いつぶすようになる。 これは村の風俗悪弊が原因であるので、矯正しなければならない。

勤倹貯蓄:一粒の米も数千石になるし、一里の金銭も数万円になるので、仕事にはげみむだな出費を少なくし、それを貯蓄して不時の備えにすることが必要である。

積極的方法は、肥料共同購入、小作の保護、土地の繰上げ及び排水、子弟の教育、織物の改良の5つである。

肥料の共同購入:村で購入する肥料は村外からのものも多く、地方商人から高い価格で売りつけられかつ不良品も多い。これを共同購入すれば、安くて品質のいいものを購入できる。

小作の保護:地主は小作あっての地主である。地主は、収穫期に米を拠出し小作保護の基金をつくり、凶作時の救済、肥料の貸与などに充てる。

土地の繰上げ及び排水:これにより少なからず利益が出ることは実証済みであるので、土地 改良をすべきである。工費は改良した土地の利益で償却でき余剰も得ることができる。

子弟の教育:松山市に委託をして教育をしてきたため、農業を卑しいとする風紀が強くなった。委託を廃止し村是の方針にしたがって子弟を教育することは急務である。

織物の改良:織物から得る利益は農業の利益に伯仲しているが、地質や意匠で欠点が多く粗悪劣等である。染色、地質、意匠の改良をする必要がある。しかし、あくまでも副業の範囲である⁵²。副業によって肥料を施すほどの余裕が小作人の中に生まれ農業の進歩につながっているが、それは地主との関係でみればあくまでも本業である農家の副業として奨励すべきであるとしている⁵³。

これらの村是を実行することによって次のような成果が生まれるとしている⁵⁴。

- 1. 風俗の矯正により、1万2,176円の支出削減
- 2. 勤倹貯蓄により、10ヶ年で11万184円の基金
- 3. 肥料共同購入により、4万8.108円の基本財産
- 4. 小作保護により、4.142円の基金
- 5. 土地の繰上げ及び排水により、3.040円の収入増加
- 6. 織物改良により、5.897円の収入増加

すなわち、1から1万2,176円の支出削減、5と6で8,937円の収入増加、2と4の基金から6,859円の利子、3から4万8,108円の基本財産が期待されている。

この結果、明治33年の支出17万5,843円は1万2,176円削減され16万3,667円に、収入は17万8,861円から8,937円増加し18万7,798円になる。この結果、剰余は2万4,131円と基金からの利子6,859円の合計3万990円の余力(明治33年度の10.3倍の余力)となり、村経済を支持するに足るものとなる上に4万8,108円の基本財産を得ることになる。

以上が村是によって期待される実践の成果である。

4. 郡是の目的と構成 - 福岡県生葉竹野郡是と八女郡是 -

福岡県は町村是調査の先進地域とされており、それは当時の生葉竹野郡と八女郡の郡長を歴任していた田中慶介の功績によるところが大きいと言われている。

そこで、ここでは、町村是運動の第1号であり郡是の代表的な事例である福岡県の生葉竹野郡 是と八女郡是を対象としてその目的と構成の特徴についてみてみよう。

(1) 生葉竹野郡是の目的と構成

生葉竹野郡是は、前田正名の町村是構想の最初の調査として明治25年から27年にかけて生葉郡1町9村、竹野郡1町6村の合計17町村を対象として郡長である田中慶介の統轄のもとで調査編纂された 55 。最初に町村是を調査編纂し各町村の基礎を確立資料として提供し、これらをもとに郡是として調査編纂したものである。なお、この郡是は将来県是調査の資料として提供されることを予定していたが、県是は策定されることはなかった。

以下、生葉竹野郡是の目的と構成について概観しその特徴をみてみよう。郡是の構成は以下の通りである 56 。

「現況」: 生産(農業、商業、工業、力役、知識上の収益、雑)

消費(衣食住の需要、人民生計の概算、生産消費の比較)

人民経済の概況(所得の分配、貧富の状況、貸借金、租税の類別)

「農策」: 土地及び人口と殖産の関係、農事講習所、郡農会、排水法、郡農業試験場等

「将来」: 総論、米、栗、裸麦、小麦、藍、砂糖、煙草、生糸、菜種、櫨実、茶

「結論 |: 将来の希望要点

これらのうち「現況」の農業、生産消費の比較、「農策」、「将来」の総論を中心にみておこう。 ①生葉竹野郡の現況

生葉竹野郡は、「筑後川は平時は水勢遅緩にして最も運送、灌漑の便に富めり沿岸の地は地味膏腴にして殊に米、麦、蔬菜に適せり其東南山間の地は沃土、磽确相雑ると雖も亦概ね五穀に適せさるなく且気候温和にして頗る人に可なり・(中略)・之を要するに本邦の地たる南に水縄山を擁し北に筑後川を控え山水明媚、風色掬すへく実に天賦自然の佳境にして所謂楽土なる」57として、その自然的条件の良好さを指摘している。

郡是は、こうした条件に恵まれている生葉竹野郡の「現況」から始めている。まず、土地所有関係をもとに他郡所有の土地と自郡所有の土地の収益の受け払い状況から生葉竹野郡の土地の収益状況を明らかにしている(表9)。これらの土地から収穫される余米は、生葉郡では45,234石で30万9,653円、竹野郡では21,127石で14万7,893円、合計45万7,546円である。

こうした土地からの収益に農業に関連する副業収入と商工業等の収入を加えた生産純益と生

表 9 生葉竹野郡の土地収益

(単位:石、円)

	総土地に	対する分	他郡に収益	≙される分	以上差		他郡より』	双益する分	合	計
	余米	代金	余米	代金	余米	代金	余米	代金	余米	代金
生 葉 郡	45,795	320,564	2,130	14,896	43,665	305,668	1,569	3,985	45,234	309,653
竹 野 郡	22,902	160,312	2,271	15,894	20,631	144,418	496	3,475	21,127	147,893
合 計	68,697	480,876	4,401	30,790	64,296	450,086	2,065	7,460	66,361	457,546

出所) 永松茂州『生葉竹野郡是』明治27年、16頁より作成。

					(半世・门)
	生産純益		差		
	生生祀金	消費		1戸当り	1人当り
生 葉 郡	835,312	712,848	122,464	21	4
竹 野 郡	670,111	501,790	168,321	39	7
合 計	1,505,423	1,214,638	290,785	28	5

表10 生葉竹野郡の人民経済の過不足

出所) 永松茂州『生葉竹野郡是』明治27年、32頁より作成。

産・消費の費用をみた人民経済上の過不足(生産消費過不足)は次のようになっている(表10)。 生業郡は生産純益83万5,312円であるが消費も71万2,848円あり差引12万2,464円であるが、竹野郡の差引16万8,321円と比べると一戸当りでも一人当りでも少ないことが分かる。

このことから、郡是では「生葉郡は人民経済上頗る困難なるも竹野郡は少々余裕あるを見るべし」 58 と結論している。

郡是は貸借金についても調査をしており、生棄郡は借入金が貸付金を超える額が一戸平均で 2円57銭であるのに対して竹野郡では40銭であることから、生棄郡は貧富の格差が甚だしいが 竹野郡は平均していると述べている 59 。加えて、租税負担についても触れている。租税には国税、地方税、町村税の3種があり、生棄竹野郡の負担する租税は一戸につき17円91銭、一人に つき3円13銭と人民生活上の負担は多額になっているとしている 60 。

②固有物産改良事業の振興策

次に郡是は、「然れども是其外観のみ若し能く仔細に其実相を観察そ来をは本郡の前途殊に注意せさるへからさるものあらん」 61 と注意を喚起している。

そして、「事業は風土、地形等により其趣を異にせさるへからす然るに我二郡に於ては人口周密にして耕地狭隘なるを以て将来各当業者の事業に従事する目的も亦之に副はさるへからす」として、「二郡当業者の目的とする事業は多々之あるへしと雖も主として農間に適する事業を振興するにあり」62と方向性を提起している。具体的には、第1に固有物産の改良増殖、第2に水利、第3に運輸交通の便を開くことを提言している。

				(単位・円)
		現今の収穫高	将来の収穫高	差引増収穫
1	米	617,176	790,579	173,403
2	栗	61,819	68,829	6,910
3	裸麦	105,221	132,290	27,069
4	小 麦	65,004	76,306	11,302
5	藍	14,683	22,239	7,556
6	砂糖	9,240	15,720	6,480
7	煙草	5,300	6,782	1,482
8	生 糸	3,679	23,301	19,622
9	採種	27,584	37,716	10,132
10	櫨 実	13,614	17,524	3,910
11	茶	13,662	22,149	8,487
台	計	936,982	1,213,435	276,353

表11 生葉竹野郡の現在と将来の収穫高の比較 (単位:円)

注) 2番の栗は差引増収高の数値が整合しないが原文のままとした。 出所) 永松茂州編『福岡県生葉竹野郡是』明治27年、84-98頁より作成。

③将来の郡経済

固有物産改良事業は、「注意と改良の二途により」米17万3,403円、裸麦2万7,069円、生糸1万9,622円など11の物産で合計27万6,353円の増収穫代金を得ることができるとしている (表11) 63 。

(2) 八女郡是の目的と構成

八女郡是の構成は次ぎの通りである。

「現況」: 総論、小口、土地、山林、財産、貯蓄、生産消費過不足、生産消費の状態、諸税及 公債、経済の態度

「参考」:農業、興業、商業、経済

「将来」:農業政策、工業政策、商業政策、品評会共進会の開設、信用組合組織、実業教育の 普及、移住及出稼の奨励、郡経済の前途、結論

八女郡は、福岡県筑後の東南に位置し土地は小さいが県内第一の大郡になることができる。 また、川の水量は豊富で灌漑により業を起こすかとができ、水田は肥沃で稲作に適し、陸田は 蔬菜に適している⁶⁴。

①八女郡の現況

八女郡の経済を生産額と消費額の差引過不足でみると、農業が不足しており工業や商業、職工、労働及び報酬が余剰となっている。生産額約500万円に対して消費額約466万円で差引約34万円の余剰を生みだしている(表12)。

表13は生棄竹野郡是には見られなかったものであり、土地に係る権利労力の収支、金銭貸借、

		生産額	消費額	差引過不足			
農	産	3,145,943	3,158,253	-12,311			
工	産	579,223	221,705	357,518			
商	業	475,955	_	475,955			
職	工	250,964	_	250,964			
衣	住	_	1,223,450	-1,223,450			
労働及報酬		551,965	55,773	496,192			
合 計		5,004,050	4,659,182	344,868			

表12 八女郡の生産消費及び過不足の状況 (単位:円)

出所)『福岡県八女郡是』明治32年、128頁より作成。

表13 八女郡の郡経済の状態

(単位:円)

		歳入科	目金額				歳出科	目金額		差引過不足
生	産	収	入	5,004,050	消	費	支	出	4,659,182	344,868
土地	に係る	権利の	収入	153,346	土地	に係る	権利の	支出	163,046	-9,700
土地	に係る	労力の	収入	74,376	土地	に係る	労力の	支出	49,236	25,139
知識	送労 働	上のリ	収入	551,965	知諳	哉 労 働	上の	支 出	55,773	
金銭	の権利」	上に係る	収入	110,014	金銭	の権利	上に係る	支出	102,025	7,989
公	費	収	入	7,037	負	担	支	出	245,011	-237,974
	合	計		5,348,825		合	計		5,218,502	130,322

注)上記表中の知識労働上の収入と支出は合計から除かれている。

出所)『福岡県八女郡是』明治32年、146頁より作成。

生産、消費、租税及び公費の5つの項目を合体し郡の歳入と歳出の全体経済の状態を著している。 これにより郡経済の決算を示し収支経済の状態を知ることができる⁶⁵。

これによると、公費収入よりも負担支出が多く約24万円の赤字をだしている。これに加えて 土地に係る権利の支出が収入より多く約1万円の赤字となっている。この結果、生産消費の収 支(表12)で約34万円の余剰があったが、約13万円の余剰に減っている。

郡経済の状態を現すこの表は、八女郡是では決定的に重要な位置を与えられている⁶⁶。すなわち、本表に集約された戸口、土地、山林、財産、貯蓄、貸借、生産、消費、物産の輸出入、諸税及び港費の負担等、本郡町村の経済に関する事柄を網羅していることから、「参考」ではこれらの起源沿革盛衰消長の状態及び性質行動結果を知ることができ、「将来」ではこれらをもとに計画設備上の関係及び将来の目的方針並びにこれにより生じる将来の効果を把握することができる。ここに「現況」「参考」「将来」の3編の相関関係があるとしている。

② 郡是

郡是を提言するにあたり次のような現状を訴えている⁶⁷。

現在の13万円余りの余剰は3,000人分の衣食住に充てる額に相当する。郡では、年に1,464人の人口が増加していることからすればこの余剰は2年分を賄うだけのものにすぎない。もし、天災や凶変がおこればたちまち苦境に陥ることになる。

こうした苦境を乗り越えていくためには郡是を定めることが重要であるが、それは必ずしも 新事業を起こすことではない。まず重要物産の遺利余収をあげてしかる後に商工費事業に着手 するべきである。こうした観点から次のように方向を提言している。

本郡では農工商の分野で潰利をあげるもの余益を収めるものが多い。

農業では、水利を便利にして生産力を高めその余業を収めることである。その手段は、疏水 事業、植林計画、溜池増設、害虫駆除などを実行し、次に余業の発達、農産物の改良、農業機 関の活動を企画することである。

工業では、生産者の技術鍛錬、製品の意匠発達、需要者の嗜好調査などは最も急務である。 その手段は、組合団体の活動を計画し商業者と密に連携すること、伝習所の設置、内外の製品 視察などである。

商業では、資本、信用、知能の三者を具備して商売の組織を一定にすることが急務であり、 その手段は金融機関の活動を活発にして資本の流通を計り信用証券の発行流通を謀ること、需 要供給を察し商機を誤らないこと、運輸交通の販路の拡張を計ることである。

町村は基本財産の貯蓄増進を行い自治の基礎を確立し、郡は運輸交通機関の設備に努め品評会や共進会を開設し事物の改善発達を促し各物各業を統括することである。

③将来の郡経済

将来の部で、上で述べた郡是に従って増進計画を実施すれば将来が開けるとして次のように述べている 68 。

「経済の進運5百万円の世態をして一躍6百万円の世態に上がらしめ群力の増進は実に嘉みすへき顕象を得るへしと云うを得す必すや挙郡一致を専ら生産物の改良発達を計り農に工に商に着々其方針の存する所に進行し併せて財産の増殖及び貯蓄の実行を期すると同時に勤倹質素の良風美俗を涵養し敢て妄りに生活の分限を超過すること莫らしむるに非らすんは未た能く此経済の目的を徹底し我群の富を到せるものと謂ふへからさるなり」

以上の方針によって、7年間で歳出では140万円余りの郡力が増加することにより人口増加

										() ! () */
	j	歳入科目	及金額				歳出科目	及金額		差引過不足
生	産	収	入	6,304,869	消	費	支	出	5,654,143	650,725
土地	1余米	収益」	収入	163,046	土地	余米	収益	支 出	163,046	0
土地	に係るタ	労力上の	収入	74,376	土地	に係る	労力上の	支出	49,236	25,139
金 銭	遺貸 付	上のリ	収入	170,560	金 銭	貸付	上の	支 出	102,025	68,534
公	費	収	入	7,037	負	担	支	出	388,104	-381,067
財	産	収	入	5,255			_		_	5,255
貯	蓄	収	入	29,539			_		_	29,539
	合	計		6,754,683		合	計		6,356,556	398,126

表14 八女郡・7年後の郡経済の状態

(単位:円)

出所)『福岡県八女郡是』明治32年、228頁より作成。

と生活向上を支えることができる。その上、現在13万円余りの余剰は、39万8,000円の余剰すなわち約27万円の余剰の増加を得ることができるとしている(表14)。

この余剰増加の主な内訳は次ぎのようなものである。一方で、租税負担が約14万円増加し差引38万円の不足が生じ、現在に比べ約14万円の不足増加となる。しかし、他方で消費支出が約100万円増えるが同時に生産収入も約130万円増え差引約65万円の余剰が生じ、現在と比べ約31万円の余剰増加となる。この結果、余剰が約27万円増えることになる。

5. 町村是運動の限界と意義 - 地域政策論への示唆 -

町村是運動は、看過できない限界があるが同時に地域政策を構築する上で重要な要素もあると考える。そこで、以上の考察のまとめとして、町村是運動の限界を明らかにし同時に地域政策の構築をめざす上で参考となる諸点について述べる。

(1) 町村是運動の限界

町村是運動の第1の限界は、没落する運命にあった寄生地主を運動の主体としたことである。この点について、長は「前田の思想と運動は、きわめてエネルギッシュで、しかも、地方の伝統的社会に根を下ろした豪農地主・小ブルジョア層を体制の側へ『下から』組織化し吸収してゆくことにあった。」と述べている⁶⁹。

地主制は地租改正と松方デフレによる明治10年代の本源的蓄積期に形成されたが、さらに明治20・30年代の小作地比率と小作農家比率が増加する産業革命期を経て確立した⁷⁰。日露戦争後の増税により農村が疲弊し、中農の小作農への転落と地主への土地集中が進む中で農民騒擾が頻発し、さらに明治40年代には小作争議が発生し地主-小作関係の矛盾が深刻化した。この結果、戦後の農地改革で寄生地主制は廃止された。

町村是運動の第2の限界は、明治地方自治制の中核である議会制度や地方財政制度の分析と 評価がなされていないことである。

明治21-3年に確立した市制・町村制・郡制・府県制は、制限つき等級選挙制度の議会制と地方財政制度を伴った明治地方自治制であり 71 、これらがどの様に機能しているかについての分析は地域政策を確立するうえで不可欠である。

しかし、『興業意見』『所見』及び町村是は、市町村議会や郡・県議会の分析はなく、地方財政については地租などの税額の分析があるだけでその評価と政策はない。

例えば、余土村是では1万3,661円の租税負担が記載されているだけで公費収入の記述はない。また、大正期に余土村財政が危機的状況に陥ったことは前述したが、すでに明治33年当時に危機的な状況が進行しつつあったことからみれば、地方財政に対する政策が提案されてしかるべきであるがこれらの事については触れられていない。また、八女郡では24万5,011円の租税負担に対して7,037円の公費収入しかないが、この評価と政策提言は行われていない。

このように前田が政治と行政に関る諸問題について言及しないのは、前田の政治思想に関連している。長が指摘するように、「前田の政体・政府・政党論は『所見』中に明らかであるが、一言にしていえば、それは欽定憲法にもとづく帝国議会、つまり体制側の政治思想」であったことによっている⁷²。

(2) 町村是運動の意義 - 地域政策論への示唆 -

このように、一方では前田は体制側の政治思想に立っていたが、他方では近代工業移植による殖産興業政策に対抗して在来型産業の近代化政策を掲げたことの意義は小さくないと考える。そして、前田の在来産業近代化の思想については「実践の中で考察した方がいきいきと本質をとらえることができる」⁷³ことから、町村是運動を通した前田の実践に即してその意義について考察すると次の5つの点になる。

第1は、地域経済が根ざすところの地域の自然的・地理的・社会的な条件をいわば「地域の 政治経済制度 | を明らかにしていることである。

本稿で取り上げた3つの村と郡の条件を再掲しておこう。

<余土村>

地理:道後平野の中土にあり村内は悉く耕地に属し農作の適地にして商を営み工を営む余地 はない。したがって、農を以て自営するべきであるとして農業立村をかかげている。

風土: 気候温暖にして土地復た肥沃能く米麦作に適し石手重信の二川に沿って灌漑の便を得、 天の時地の利俱に農に適す。

過去の歴史:わが村創始以来、農業に転じないことに慣れれば良いとするのは自然淘汰で減 んでしまったので、農業に転じてこそ生存競争を生き抜くことができる。

先祖の遺風:農を以て身を立て家を興し以て子孫長久の計をなす村民の今日がある。

<生葉竹野郡>

生葉竹野郡は、「筑後川は平時は水勢遅緩にして最も運送、灌漑の便に富めり沿岸の地は地味膏腴にして殊に米、麦、蔬菜に適せり其東南山間の地は沃土、磽确相雑ると雖も亦概ね五穀に適せさるなく且気候温和にして頗る人に可なり・(中略)・之を要するに本邦の地たる南に水縄山を擁し北に筑後川を控え山水明媚、風色掬すへく実に天賦自然の佳境にして所謂楽土なる」⁷⁴として、その自然的条件の良好さを指摘している。

<八女郡>

八女郡は、福岡県筑後の東南に位置し土地は小さいが県内第一の大郡になることができる。 また、川の水量は豊富で灌漑により業を起こすかとができ、水田は肥沃で稲作に適し、陸田は 蔬菜に適している。

第2は、上記でみた地域の自然的・地理的・社会的な条件に根ざす地域経済循環を数量で表現していることである。

町村是の最大の特徴は、町村経済の現状を理論的に把握するだけではなく、同時にそれを数量的に把握することによって地域政策を明らかにしていることにある。この典型は、「生産額

と消費額の過不足」と「歳出歳入比較表」による地域経済循環の"数量化"である。

「生産額と消費額の過不足」は、生産活動によって生み出された収益と、生産活動に要した肥料・農機具・雇人給料などの費用や生活費との差額である。「歳出歳入比較表」は、「生産額と消費額の過不足」をはじめ、公租公課の負担と交付金や補助金などの公費収入、土地の出入関係にもとづく小作料の流入と流出、利子の流入と流出などを総合して比較するものである。本稿で取り上げた余土村是では余土村収支が分析されているが公費収入が欠けており、生業竹野郡是では土地収益(表9)と生産と消費の過不足(表10)の統計だけである。これに対して、八女郡是は生産額と消費額の過不足(表12)と歳出歳入比較表(表13、14)の統計が掲載されている点で町村是運動の典型例といえる。

これらのうち「生産と消費の過不足」では財と貨幣の域外との移出入は不明であるが、「歳出歳入比較表」では域外との財と貨幣の取引関係が取り扱われている。したがって、これらの統計は、制約はあるものの域外との取引関係を含む地域経済循環を表わしており、収支における"余剰"は所謂"外貨をかせぐ"ことを意味していると言える。

このことについて、太田は、町村是を町村の経済を独立した経済循環の場としてとらえる一種の社会会計的手法であると評価している⁷⁵。また、高松も「農業統計において一地域の経済を総合的に把握する試みは、町村是以前の農事調査・興業意見にもなく、さかのぼって農産表・物産表にもみられない。町村是以降については、戦後の県民所得統計があげられるけれども戦前についてはその類を見出せない。この表の考えが地域調査にとり入れられる経過はあきらかでないが、戦前の農業統計のなかで独特の価値をもつものである。」と評価している⁷⁶。

第3の意義は、これら地域の政治経済制度とそれに根ざす地域経済循環の数量化を踏まえて、 地域経済をマネジメントしその発展をめざす是(政策)を提言していることである。

この是では、農業政策・工業政策・商業政策が具体的に提起されており、これらの政策を実践すれば地域経済が発展するとしている。例えば、是の実行によって余土村是では、「10.3倍の余力」、八女郡是では「7年後には3倍の余剰」が生まれることを明らかにしている。これは、政策の有効性を裏付ける数量的表現であるとみることができる。

第4は、政商による移植産業近代化という殖産興業路線に対抗して、地方名望家と中小企業による在来産業近代化路線を掲げ、その見地から地域経済の発展を構想したことである。ただし、在来産業を優先したことは器械的工業を無視したのではなく、在来産業のうちから輸出重点部門を選び、その生産・流通過程に国家が直接介入してその育成・輸出の増進をはかり、その成果を他の産業に及ぼす構想であったことに留意する必要がある。すなわち、ここでは在来産業と器械的産業のうちどちらを優先するのかという順序の問題であることが重要である。

このことは、重化学工業、情報通信産業、リゾート産業など時々の先端産業をもって外来型 地域開発が行われた戦後日本の地域政策の歴史を総括し、地域から新しい地域政策を構想する 課題に対して重要な示唆を与えるものである。

第5は、市町村→郡→府県→国という下から(地域から)近代化政策を構想したことである。町村是を踏まえて郡是が構想されていることについては既に4.で考察しているので、ここでは未定稿の統計乙の部で取り上げられている埼玉県と秋田県の2県の「勧業上最上急の要務」を考察することにより、県レベルから国レベルでの在来産業の近代化政策がどの様に構想されているのかについて、すなわち県是と国是の関連について補足しておこう。

統計乙の部は、次のような構成で先にみた興業資金の貸し付け対象の選別と確定を行っている⁷⁷。

- 第1項 第1第2第3其他の要務
- 第2項 明治11年より同16年迄重要物産の産額及其各品上中下産額、価額3等の区別
- 第3項 重要物産中資本も十分に事業も確実に従業者も方正にして尚ほ一層進歩せしむへき もの
- 第4項 重要物産中一層の進歩を促すか為め要する資金
- 第5項 前項の資金に由り自今10年間に物産の産額、品位及価額を増進すへき分合
- 第6項 維持の見込なき製造所及会社
- こうした構成に従って各県における勧業上最上急の要務を次のように整理している⁷⁸。

埼玉県の要務は、第1項で第1は製糸家の衰頽を挽回すること、第2は海外の消費者に製茶の信用を厚くせしむること、第3は絹織物を改良し従来の上等は尚ほ一層佳良になし、又其価木綿二た子織に比す可き屑糸織を盛にし輸出品の地位を占むるに至らしむる事を掲げている。

その上で、第4項で製糸業を振興するための資金運用の方法を述べている。すなわち、埼玉県に適した器械を備えるために13の製糸場に資金(15万7,000円)を運用し7万7,000円を貸与すれば、従前の産額1万4,187斤に3万262斤の産額を加えた4万4,450斤の合計産額を生みだすことが見込まれるとしている。

秋田県の要務は、第1は家蚕育養、蚕糸製造の改良及ひ増殖を図り兼ねて輸出の信用を占むる事、第2は米質改良を奨励して産出米の声価を得せしむる事、第3は絹及ひ木綿織物を改良して輸出品の信用を厚くせしむる事、第4は畜産の改良を図る事、第5は漁業の方法を改良し及ひ増殖を図る事である。

その上で、県下の各社事業に対して生糸改良社 2 万7,000円、秋成社 3 万円、織絹社 1 万5,000円、横淵機業場2,000円を貸与し、また県下の物産に対して養蚕15万円、米質 8 万3,555円、水産 3 万5,000円、畜産 4 万5,000円を運用する。その結果。10年後には生糸価額は11万2,816円から60万7,583円に、米価は4万6,998円から46万9,980円に、畜産は 7 万7,798円から32万2,146円に、漁業は20万2,800円から30万9,800円にそれぞれ増進が見込まれるとしている。

以上の埼玉県と秋田県の勧業上の急務をまとめると、製糸、製茶、絹織物、養蚕、米、畜産、漁業などの産業を振興することが課題とされていることが明らかとなる。これらの産業は、興業貸付着手の順序で甲種の第1期と第2期に掲げられている生糸、茶、織物、海産物、牧畜等に相当するものである(表1)。このことは、県レベルで振興すべきとする産業のうち多数の県で掲げられる産業を振興することが国是の内容となるという、『所見』で述べられている前田の在来産業近代化政策の一端を意味している。

おわりに-現代の地域政策論の構築に向けて-

以上の考察を踏まえて、明治中期の町村是運動にみられる核心的かつ合理的な内容をまとめると次の二点になろう。

一つは、主体論において限界があるものの地域政策論を構築したことである。

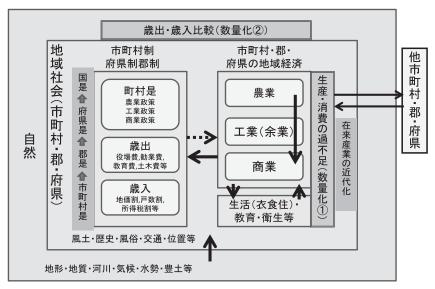
それは、第1に、町村が置かれている自然的・地理的・社会的な条件を明らかにすることから始めていることである。これは、筆者の概念では「地域の政治経済制度」の把握に相当する 79 。第2に、そうした条件に根ざす地域経済循環について「生産と消費の過不足」と「歳出歳入の比較」という2種類の統計を駆使して数量的に把握していることである。これは、筆者の概

念では「地域循環構造」の理論的・数量的な把握に相当する。

第3に、第1と第2を踏まえて、町村是を提起し実践していることである。これは、筆者の概念では「地域のマネジメント」に相当する。

このように、町村是運動は「地域の政治経済制度」とそれに根ざす「地域循環構造」の数量 的把握から地域政策を提言し実践した地域政策論であるといえる。以上の町村是を構成する3 つの要素の関連を図式化すれば図のようになろう。

もう一つは、この地域政策論は、市町村→郡→府県→国へと下から(地域から)在来産業の 近代化を目指したことである。



(出所) 筆者作成。

図 町村是の「地域の政治経済制度と地域循環構造」の概念図

今日、グローバリゼーションの展開と新自由主義的政策により地域経済の衰退と地域の格差が拡大しており、地域の発展を促進する地域政策を下から(地域から)構築することが課題となっている。

こうした課題に対応して、とりわけ21世紀に入ってから小規模自治体が地域づくりの発展を企図し交流する「小さくても輝く自治体フォーラム」の運動や、地域経済づくりと地域づくりの一体化をめざす「中小企業振興条例」づくりの運動が展開されるなど、全国で内発的発展の実践が広範囲に展開されている⁸⁰。これらの運動は、内発的発展の「方法」と「主体」の面で注目すべき進化を遂げている。方法の面では、多様な地域循環型経済の創造を実現しており、主体の面では地元の自治体、中小企業、商工業者、農家や林家、住民、NPO等が横断的な運動を展開している。

これらの新しい運動は、町村是運動が市町村→郡→府県→国へと下から(地域から)構築を 企図した地域政策論を、グローバリゼーションの展開、新自由主義の席巻、維持可能な発展の 緊急性、地方分権の進展などに対応して現代的なレベルで再構築することを求めている。

- 1 本稿では、市町村是だけでなく郡是や府県是も含めてそれらの運動を「町村是運動」と総称する。なお、本稿は、先駆的なペティの政策理論を地域政策論に応用することを試みた入谷貴夫「ウィリアム・ペティの政策理論と地域政策」(『宮崎大学教育文化学部紀要 社会科学』31号、2014年8月)の続編として明治期の町村是運動を地域政策論として構成することを試みている。
- 2 前田正名 (1850~1921) は、『興業意見』(1884年、全30巻)の編集者として明治時代の経済思想史に名を残している。また、「農事調査」の実施、地方産業団体の育成、「町村是」運動の普及、開拓事業の実施など多くの業績を残している。前田は松方正義大蔵大臣の経済・財政政策、すなわち上からの産業政策、大企業優遇の経済政策に反対し、下からの産業政策、すなわち地域産業の発展、農村の発展の重要性を力説し、自らその運動の推進者となった(島村史郎「前田正名と統計」日本統計協会『統計』2008年5月号、53頁)。
- 3 安藤良雄・山本弘文編集・解説『生活古典叢書第1巻興業意見 他 前田正名関係資料』光生館、1971年。長 幸男「ナショナリズムと『産業』運動 前田正名の思想と活動 」(長 幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史 I 』 有斐閣、1969年)。
- 4 祖田修「町村是運動の展開とその系譜 『『興業意見』から町村是運動へ 」『農林業問題研究』7巻 1 号、1971年 3 月、14頁。このほかに、同『前田正名』吉川弘文館、1973年第 1 版、1987年新装版がある。
- 5 佐々木豊「村是調査の構造と理論」『農村研究』第31号(1970年6月)、「村是調査の理論構造」同32号(1971年2月)、「森恒太郎の村是調査思想」同35号(1972年6月)、「町村是調査の運動の社会理論」同48号(1979年3月)など一連の研究がある。
- 6 太田一郎『地方産業の振興と地域形成』法政大学出版局、1991年、42頁。
- 7 同上、61-64頁。
- 8 三橋俊男・宮崎清・吉岡道隆「前田正名にみる『内発的』地域開発理念-デザインを通した在来産業の内発的活性化に関する検討-」『デザイン学研究』No.77、日本デザイン学会、1990年、17頁。他に宮崎清・三橋俊男「前田正名にみる在来産業の理念と実践」『EPECIAL ISSUE OF ISSD』Vol.2 No.1 1994 デザイン学研究特集号がある。
- 9 安東誠一「日本の地域政策」(中村剛治郎編『基本ケースで学ぶ地域経済学』有斐閣ブックス、2008 年) 334-335頁。
- 10 祖田前掲書(注4)、4頁。
- 11 有泉貞夫「『興業意見』の成立」『史学雑誌』78巻10号、1969年。この論文は、安藤良雄・山本弘文よって「政策体系としての『未定稿』構想が当初存在したこと、『定本』が前田本来の構想の残骸でしかなかった点が指摘されたことは、今後における『興業意見』と前田の研究が、『未定稿』と『未定稿草稿』を中心にすすめられなければならないことを示唆したものであり、今後の研究に重要な手がかりを与えたものということができよう。」と高く評されている(安藤・山本前掲解説、5頁)。
- 12 有泉同上論文、12頁。
- 13 同上、14-15頁。
- 14 近藤康男編『明治大正農政経済名著集①興業意見·所見他』農山漁村文化協会、1976年、72-73頁。
- 15 同上、155-161頁。
- 16 同上、178頁。
- 17 同上、73-74頁。
- 18 安藤良雄·山本弘文前掲書、165-166頁。
- 19 同上、166-167頁。
- 20 同上、167頁。

- 21 有泉前掲論文、14-15頁。なお、有泉はここで、『興業意見<未定稿>』の全編の関連に関して、「戒慎」は興業銀行の必要性について、「参考」は歴史と外国事例の調査研究について、「統計乙」は興業銀行の貸付対象の選別・確定について、「欠項」「時弊」は殖産興業構想を導く前提としての現状と問題点の把握について述べており、冒頭の「綱領」は調査の概要ではなく文字通り殖産興業の実施計画の綱領であったと整理している。
- 22 近藤康男前掲書、385頁。
- 23 同上、385-387頁。
- 24 同上、148頁。
- 25 同上、375頁。
- 26 同上、388頁。
- 27 同上、374頁。
- 28 同上、8-9頁及び前掲祖田『前田正名』、86頁。また長 幸男も「人の意見に聞くよりは物事態に問うという態度は彼の歴史主義より発する」(「ナショナリズムと『産業』運動」(長 幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史 I 』有斐閣、1969年、108頁)、「前田の発想は全くフリードリッヒ・リストの歴史学派の思想に通ずるものであり、リストの翻訳者大島貞益『情勢論』(1891 = 明治24年刊)の主旨に符合するものである。」(「移植型大工業と在来産業」国際連合大学『人間と社会の開発プログラム研究報告』1979年、12頁)と、同様の見解を述べている。
- 29 近藤康男編前掲書、415-420頁。
- 30 太田一郎前掲書、43-44頁。
- 31 明治21年に町村合併が行われ明治16年段階では71,497あった市町村数が、明治22年には15,859へと減少し明治31年には14,289になっている(宮本憲一『日本の地方自治 その歴史と未来』自治体研究社、2005年、37頁)。
- 32 祖田前掲論文、18頁。祖田は、こうした変化を"民間運動"から"官製運動"への転換と規定している。
- 33 大島美津子「農村疲弊と地方改良運動」(大石嘉一郎・宮本憲一編『日本資本主義発達史の基礎知識』 有斐閣、1975年) 259-261頁。
- 34 前田は町村是運動にあたり全国八実業区から石川県安原村・愛媛県余土村・奈良県北倭村・岡山県潟瀬村・福岡県浮羽・八女郡の諸村・千葉県生出村を選定しその踏査にも力を注いだ。モデル地区の一つである余土村は、盲目の村長森恒太郎(盲天外)の指導によって最も注目すべき「村是」を具体化した村である(祖田 修『前田正名 新装版』吉川弘文館、1987年、226頁)。
- 35 佐々木豊「森恒太郎の村是調査思想-余土村是調査の担い手たち[1]-」(東京農業大学農業経済学会編『農村研究』35号、1972年)44頁。武田 勉は松山地域市場圏の拡大が余土村を包含する状況について、「松山・三津浜を中心として地方鉄道の敷設・銀行および紡績会社の設立など、いわゆる一連の地方殖産興業が進展したのが明治20年代である。殊に松山市を起点として背後農村を結ぶ三つの路線(現在の伊予鉄)は何れも日清戦争前後にほぼ完成している。つまりわが国鉄道の創業期に属するこの地方鉄道は、以降松山市を中心とした地域的な商品流通の動脈となる。調査地(余土村-筆者)には29年に余戸駅が開設された。この開設は余土村が松山地域市場圏に包摂された指標である。いままで立遅れていた商品経済の浸透は急速に進んだ。」と述べている(武田 勉「明治後期、瀬戸内-農村における農民層の分化」『農業綜合研究』17巻4号、1963年10月、45-46頁)。
- 36 森恒太郎『町村是調査指針』丁未出版社、明治42年、6-11頁。
- 37 武田前掲論文(注35)、83頁。
- 38 『余土村是』、161頁。
- 39 武田前掲論文、40頁。
- 40『愛媛県温泉郡余土村是』明治34年10月、174頁。

- 41 同上、173頁。
- 42 佐々木は、村の経済の収支は「行政村を範囲とする物財の移入・移出、小作料・貸借・租税負担等の流入・流出をもとに『一村経済ノ収支関係』を明らかにしようというもので、流入・流出によって行政村経済の総体を動態的にとらえる社会会計の実施である。(中略) これは戦後の国民所得推計が一般化するまで、従って戦前段階の諸統計では類を見ない独自な視点である。」としている(佐々木豊丁町村是調査の様式と基準|東京農業大学農業経済学会編『農村研究』50号、1980年3月、100頁)。
- 43 森前掲書(注36)、7頁。
- 44 同上、162頁。
- 45 武田前掲論文、51-52頁。
- 46 『余土村是』、156頁。
- 47 『愛媛県余土村誌』、297-298頁。
- 48 『余土村是』、179頁。
- 49 同上、162頁、175-176頁。
- 50 同上、179-180頁。
- 51 同上、180-192頁。
- 52 織物の改良については、「この余土村は瀬戸内における農民層の分解の比較的早い地域の中でも、伊 予絣の農家副業の盛んな地域があった。それだけに貨幣経済の浸透がはげしく、副業の本業か、挙家 離村による人口流出等の現象が反面生じている。そうした階層分解、農村構造の変化のはげしい明治 後期に作成された『余土村是』は、農村経済の実態を精細に伝えており、農業を村是の中心においた、 いわば農村経済の先進地帯における苦悩がそこにうかがわれる。」としている(太田一郎『地方産業の 振興と地域形成』法政大学出版局、1991年、52頁)。
- 53 『余土村是』、156頁。
- 54 同上、193-194頁。
- 55 福岡県は町村是調査の先進地域とされており当時の生葉竹野郡と八女郡の郡長田中慶介の活動によるところが大きいといわれている。田中は農商務省で前田正名に仕え、『興業意見』の産業調査や府県農事調査に従事しており、前田の農商務省非職後は地方産業振興のための実業団運動や町村是運動に共鳴して行動をともにした人物である。明治25年に、田中は生葉竹野郡長に転任すると同時に、前田の主唱する町村是調査を管内で実施することを決意した(太田一郎『地方産業の振興と地域形成』法政大学出版局、1991年、84頁)。
- 56『福岡県生葉竹野郡是』明治27年、5-7頁。
- 57 同上、10頁。
- 58 同上、32頁。
- 59 同上、34頁。
- 60 同上、36頁。これに関連して、「今日の形勢に於て一般人民の幸福は一に租税の負担を軽減するにありとする説を盲信し徒に自治制を以て人民の負担を軽減するものとせるは事実上当を得さるか如し」としている。
- 61 同上、10頁。
- 62 同上、36-37頁。
- 63 同上、83-98頁。
- 64 『福岡県八女郡是』明治32年、「現況の部」11-20頁。
- 65 同上、143頁。
- 66 同上、147-148頁。
- 67 同上、「第3篇将来」9-10頁。
- 68 同上、228-229頁。

- 69 長前掲論文「ナショナリズムと『産業』運動」、132頁。
- 70 中村政則「地主制の展開」(大石嘉一郎・宮本憲一編『日本資本主義発達史の基礎知識』有斐閣、1975 年) 101-103頁。
- 71 柴田徳衛·宮本憲一『地方財政』有斐閣、1963年、31頁。
- 72 長 幸男「ナショナリズムと『産業』運動」(長 幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想』有斐閣、1969年) 112-113頁。
- 73 同上、112頁。
- 74 『福岡県生葉竹野郡是』明治27年、10頁。
- 75 太田前掲書、62頁。
- 76 高松信清「町村是の『農業経済関係内容目録』」(農林省統計情報部『農業経済累年統計第6巻』農林統計協会、1975年)394頁。高松は、また町村是の収入支出表を下記のように整理すれば、現行の国民所得統計における粗国民生産(GNP)、粗国民支出(GNE)に類似した町村統計を作ることができるとしている(同頁)。すなわち、「収入科目の生産は、消費に計上されている投入原材料等を利用して産業別に粗生産あるいは純生産に整理することが多くの町村是について可能であろう。この整理は同時に支出科目の消費を生計費と投資に限定し、中間生産物を除くことになる。町村外との所得の出入は、前期の土地収益、掛作作得及び貸部・借部利子により把握される。町村役場の経常支出は項目が設けられていない。しかし、町村役場費の大部分を占める人件費に関しては、消費の生計費、生産の雑業部勤労に計上され、さらに純流出である国税・府県税を含めた役場収入を消費の実際負担に計上している。」(同頁)。
- 77 安藤良雄·山本弘文編集·解説『生活古典叢書第1巻興業意見 他 前田正名関係資料』光生館、1971 年、12百。
- 78 同上、122-164頁。栃木県の要務は、第1は養蚕家の志気を作興すること、第2は製糸の方法を改良することである。なお、群馬県については本稿の43頁を参照のこと。
- 79 入谷貴夫『地域と雇用をつくる産業連関分析入門』自治体研究社、2012年で「地域の政治経済制度」と「3層の地域循環構造」及び「地域のマネジメント」の考え方を述べているので参照していただきない。
- 80 詳しくは、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会・自治体問題研究所編『小さい自治体 輝く自治 「平成の大合併」と「フォーラムの会」』自治体研究社、2014年、岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫・秋元和夫・西尾栄一・川西洋史編著『中小企業振興条例で地域をつくる増補版 地域内再投資力と自治体政策』自治体研究社、2013年、入谷前掲書等を参照していただきたい。

2014年10月7日「受理」